○四国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日　四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び二十八号	徳島市川内町鈴江北八二番一地先から同市川内町鈴江東六番二地先まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日　四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

道路の種類	路線名	区間
一般国道	十一号及び二十八号	徳島市川内町鈴江北八二番一地先から同市川内町鈴江東六番二地先まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月十四日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月十四日　九州地方整備局長　小平田浩司

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第千九百二十九号別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業三・四・十七号富士見通南立石線

三　事業施行期間　自平成六年九月六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十九号、二百四十号及び二百四十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道網走郡美幌町字瑞治一七四番二から同町字瑞治一八二番一七まで	前	二九・一三～六一・五七メートル	〇・二一〇キロメートル
	後	二八・四一～三〇・〇〇メートル	〇・二一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十四日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山四〇二番一地内	前	四三・九二～四六・九四メートル	〇・〇三六キロメートル
	後	四六・七三～五〇・四二メートル	〇・〇三六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

官庁報告

官庁事項

麦の需給に関する見通しの公表について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第41条第１項の規定に基づき、麦の需給に関する見通しを平成29年３月31日付けで次のとおり定めたので、同条第３項において準用する同法第４条第５項の規定に基づき、公表する。

平成29年４月14日　農林水産大臣　山本　有二

麦の需給に関する見通し

麦の需給に関する見通しの策定の考え方

麦の需給については、国内産麦では量的又は質的に満たせない需要分について、国家貿易により外国産麦を計画的に輸入することとしています。

平成29年度の麦の需給に関する見通しについては、近年の総需要量や国内産麦の流通量の実績等を踏まえ、以下のとおりとします。

１－１　食糧用小麦の総需要量

近年、食糧用小麦の１人当たりの年間消費量は、概ね31～33kgで安定的に推移している中（図１）、総人口についても、ここ数年では大きな変動がみられません。

このため、食糧用小麦の総需要量(注)は、短期的な変動はあるものの中期的には安定していることから、平成29年度の食糧用小麦の総需要量は、過去７か年（平成22年度から平成28年度まで）の平均総需要量である572万トンと見通します（表１）。

(注)　食糧用小麦の総需要量は、国内産食糧用小麦の流通量及び政府からの外国産食糧用小麦の販売数量の合計である（以下同じ。）。